

別紙 1

仕 様 書

1 業務名

筋ヶ浜終末処理場他排ガス測定業務

2 実施場所

(1) 筋ヶ浜終末処理場

下関市伊崎町二丁目 2 1 番 1 号

(2) 山陰終末処理場

下関市大字垢田字洞の上

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで

4 業務概要

大気汚染防止法第 1 6 条に基づき、ボイラーのばい煙量等の測定を行う。

(1) 対象ボイラー

ア 筋ヶ浜終末処理場

(ア) 蒸気ボイラー N o . 1

燃 料 消化ガス / A 重油切替専焼

燃焼能力 2 0 9 0 / h / 2 1 0 0 / h

(イ) 蒸気ボイラー N o . 2

燃 料 消化ガス / A 重油切替専焼

燃焼能力 2 0 9 0 / h / 2 1 0 0 / h

イ 山陰終末処理場

(ア) N o . 1 温水ボイラー

燃 料 消化ガス / A 重油切替専焼

燃焼能力 6 4 0 / h / 6 6 0 / h

(1) No. 2 温水ボイラー

燃 料 消化ガス / A 重油切替専焼

燃焼能力 64ℓ/h / 66ℓ/h

(2) 実施場所

別図 1 ～ 別図 6 参照

(3) 測定項目

ア 硫黄酸化物濃度

イ 窒素酸化物濃度

ウ ばいじん濃度

※ 酸素濃度平均、排ガス量（湿り、乾き）、温度、水分量

(4) 測定方法

大気汚染防止法施行規則、その他関係法令による

(5) 測定回数

対象ボイラー各 2 回（原則 8 月又は 9 月、2 月）

5 提出書類

(1) 測定 1 回目終了後に提出する書類

ア 計量証明書

2 部

各処理場別に作成すること。

(2) 業務完了後に提出する書類

ア 成果報告書

2 部

(ア) 計量証明書

各処理場別に作成すること。

測定 1 回目と 2 回目を 1 冊にまとめたものを提出すること。

計量法第 110 条の 2 に基づく証明書であること。

(イ) 業務完了届（以下の項目について記載されたもの。） 1 部

a 業務名

b 契約日

c 契約期間

d 契約額

e 完了年月日

f 請求額

なお、委託料については、提出された業務完了届に基づく
検査に合格した後、支払うものとする。

(り) その他発注者が指示するもの

1 式

6 注意事項

- (1) 試料ガス採取作業中は、火傷・転落の無い様に安全面に十分注意すること。
- (2) 業務実施にあたっては作業工程、採取日時、採取地点等、必ず発注者と協議し、処理場の運用に支障が無いことを確認の上行うこと。
- (3) 計量法に定める濃度に係る計量証明の事業の登録を行っていること。
- (4) 関係各種法令を厳守し、安全対策を万全に期すること。
- (5) 業務の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合わせを行うこと。
- (6) 業務に必要な機材は、受注者の負担とする。
- (7) 本業務で発見された不具合（劣化・損傷・汚損等）が原因で、対象設備が本来の機能及び性能を発揮しない恐れがある場合や、正常な機能及び性能の発揮の維持が困難と判断された場合、ただちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。
- (8) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）、清掃などに用いる上水については、棟屋内のコンセントおよび近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最小限にすること。
- (9) 処理場の運転に支障を与えないこと。